

団体傷害総合保険のご案内

正式名称:団体総合生活保険

特定感染症による
(腸管出血性大腸菌感染症O157等)
発病も補償

自転車に乗られる方必見!!

**自転車
専用プラン
登場!**

※P5をご確認ください。

**地震・津波等の
天災による
ケガも補償**



44%割安

団体割引20%・損害率による割引30%を適用しています。
損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。

保 険 期 間 :2020年2月25日午後4時から2021年2月25日午後4時まで1年間

保険料払込方法:4月にご指定の口座より振替します(一時払)。

募 集 期 間 :2019年11月18日(月)から2019年12月6日(金)まで

加 入 方 法 :「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

- 前年と同等条件で継続加入される場合は、「加入依頼書」の提出は不要です。
- 新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、静鉄保険サービス(株)までご連絡ください。

※「加入依頼書」の「A補償内容のご確認」頁の補償内容が、お客様のご希望に合致した内容であるか、ご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、別タイプをご選択いただき、加入依頼書のご提出をお願いいたします。加入依頼書のご提出がない場合は、「A補償内容のご確認」頁の内容で自動更新となりますのでご注意ください。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。なお、誠に申し訳ございませんが、受託品賠償責任補償特約は販売中止となりました。現在ご加入の場合には、満期日(2020年2月25日午後4時)以降に発生した事故は補償されませんので、ご了承くださいようお願いいたします。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。
引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

団体傷害総合保険

正式名称：団体総合生活保険

44%割引

団体割引 20%
損害率による割引 30%



**団体傷害
総合保険**

傷害の補償

日常生活の事故

交通事故

自転車事故

旅行中の事故

レジャー中の事故

基本コース

UNIT 1

国内外を問わず補償!

こんな場合に保険金をお支払いしました!

※過去5年間の支払例

傷害の補償 UNIT 1

事故例 1

従業員Aさんが階段で滑って転倒し、ケガ。

保険金 約82万円支払い

事故例 2

従業員Bさんが、自動車運転中、後方より追突された。

※自動車保険とは別に支払われます。

保険金 約9万円支払い



賠償責任の補償 UNIT 2

事故例

従業員Cさんの飼っているペットが、通行人に噛みついて、通行人がケガ。

保険金 約2.6万円支払い



財産の補償 UNIT 4

事故例

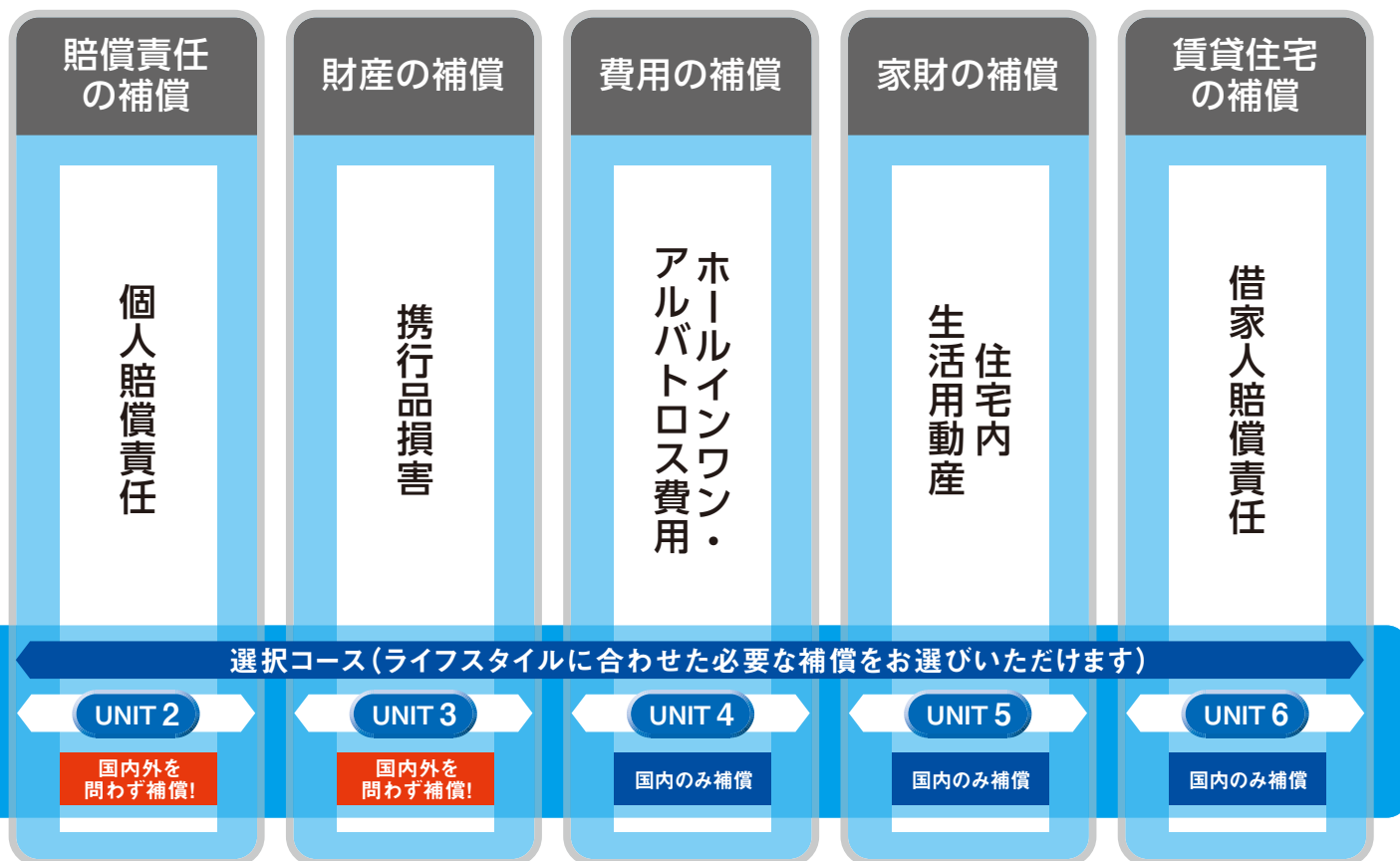
従業員Dさんが、魚を釣り上げた際に自己所有釣り竿を損傷。

保険金 約5.8万円支払い



ライフスタイルに合わせて 必要な補償を選べる保険です。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



本制度の2つの特徴!!

その
1

**保険料が
割安!!**

団体割引20%、損害率による割引30%により
44%の割引を実現!

※天災危険補償部分には、損害率による割引率は適用されません。

その
2

**ご家族の
皆様も
ご加入可能!!**

配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟・ご本人と同居の
ご親族の皆様も本制度にご加入できます
(生計の同一性を問いません)。

※退職者本人のご加入が条件となります。

みなさまの日常生活をお守りします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

このような場合に保険金をお支払いします。

地震発生時のケガも補償!!

基本コース

UNIT 1 傷害の補償

日本国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故による「ケガ」に対応!

※ご病気による死亡、入院・通院等は対象になりません。

日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



特定感染症*1の発症

(腸管出血性大腸菌感染症O157等)



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガは、補償の対象になりません。
*1 後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。なお、地震等を原因とした特定感染症は補償されません。特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



選択コース(基本コースのご加入が必須となります)

賠償責任の補償

UNIT 2 個人賠償責任

国内外を問わず補償

買い物中に誤って高価な商品を落として壊してしまった!



自転車で走行中に誤って他人にケガをさせてしまった!

※業務上の賠償事故は対象外となります。



日常生活での偶然な事故により他人にケガをさせる等、法律上の損害賠償責任を負った場合に1億円を限度に補償します。
※スポーツをしている者同士の事故では、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



他人から借りたバッグを盗まれてしまった!

日本国内で他人から借りたもの、預かったもの(受託品)*1を日本国内外で損壊したり、盗まれたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

財産の補償

UNIT 3 携行品損害

国内外を問わず補償

再取得価額を基準に補償



ゴルフクラブが折れた

外出先で携行品を損壊した、または盗まれた場合等、偶然な事故による損害を補償します(紛失は除きます。)
※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は補償の対象となりません。

費用の補償

UNIT 4 ホールインワン・アルバトロス費用 国内のみ

ホールインワン祝賀会を開催した

※他の競技者1名以上と伴し、ゴルフ場専属のキャディを補助者として、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合をいいます。なお、キャディなしでも一定の条件を満たせば、保険金支払の対象となります。



9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用を補償します。

家財の補償

UNIT 5 住宅内生活用動産

国内のみ 再取得価額を基準に補償

自宅内の家財が火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は補償の対象となりません。



賃貸住宅の補償

UNIT 6 借家人賠償責任 国内のみ

国内における借戸室での火災、破裂、爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。



【保険金額・保険料表】

損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。

[保険期間：1年、団体割引20%、損害率による割引30%]

基本コース

UNIT 1 傷害の補償	保険料(一時払) 4,870円
	保険金額(1口あたり)
5口まで加入可能	FA1 ※口数の条件 退職者本人≥退職者の家族
死亡・後遺障害	150万円
入院保険金日額(*)	1,500円
通院保険金日額	1,000円
型	本人型

(*)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

選択コース(特約)

UNIT 2 個人賠償責任	保険料(一時払) 990円
	保険金額
	FB1
個人賠償責任	国内1億円 国外1億円
型	家族型

預かったもの(受託品)の損害賠償責任も補償します。

UNIT 3 携行品損害	保険料(一時払)
	550円 840円 1,300円 1,900円
	保険金額
	FD1 FD2 FD3 FD4
携行品損害	10万円 20万円 30万円 50万円
型	本人型

免責金額(自己負担額)
携行品損害...5,000円

UNIT 4 ホールインワン・アルパトロス費用	保険料(一時払)
	1,230円 1,850円 3,080円 6,160円
	保険金額
	FE1 FE2 FE3 FE4
ホールインワン・アルパトロス費用	20万円 30万円 50万円 100万円
型	本人型

UNIT 5 家財の補償	保険料(一時払)
	9,110円 11,310円 12,920円 16,990円 30,920円
	保険金額
	FF1 FF2 FF3 FF4 FF5
住宅内生活用動産	300万円 500万円 700万円 1,000万円 2,000万円
型	本人型

免責金額(自己負担額)
生活用動産...5,000円

UNIT 6 賃貸住宅にお住まいの方の補償	保険料(一時払)
	930円 1,710円 2,500円 3,300円 4,860円
	保険金額
	FG1 FG2 FG3 FG4 FG5
借家人賠償責任	500万円 1,000万円 1,500万円 2,000万円 3,000万円
型	本人型

※選択コース(特約)のご加入口数は、それぞれ1口が限度です。

●左記の保険料は、ご加入者のご職業・職務を問わず一律の保険料とするために、前年契約のご加入者の職種区分をもとに、ご加入者全員のご職業・職務の割合を用いて平均化した保険料としたものです。職種にかかわらず左記保険料でご加入いただけますが、新規加入の方および更新加入の方で保険期間初日に職種区分が変更になっている場合には加入依頼書に職種をご記入いただきます。

職種級別A:下記職種級別B以外(事務従事者、販売従事者、教員、主婦、学生、無職の方等)

職種級別B:農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者



あなたのライフスタイルに合わせて、こんなプランをおすすめします!

おすすめプラン

ゴルフが好きな方に



【基本コース】

【選択コース】

傷害の補償 UNIT 1	+	個人賠償責任 UNIT 2	+	ホールインワン・アルパトロス費用 UNIT 4
FA1 ×1口	+	FB1	+	FD3
4,870円		990円		1,300円
				FE2
				1,850円

おすすめプラン

一時払保険料 9,010円

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 下表の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

① 静岡県鉄道株式会社および系列会社*の退職社員	
*対象となる系列会社につきましては、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。	
② 上記	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
①の家族	上記①と同居されている親族の方

【「保険の対象となる方(被保険者)」について】における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、適用します。
 - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。
- (2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)

自転車通勤されている方におすすめ！ 自転車専用プラン

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払しない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

【保険金額・保険料表】 損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。
[保険期間：1年、団体割引20%、損害率による割引30%]

示談代行サービス付
(示談交渉は日本国内における賠償事故の場合に限ります。)

UNIT 1 傷害の補償	保険料（一時払）4,870円 保険金額（1口あたり） 5口まで加入可能 FA1 ※口数の条件 退職者本人≥退職者の家族	UNIT 2 個人賠償責任	保険料（一時払）990円 保険金額 FB1
死亡・後遺障害 入院保険金日額（*） 通院保険金日額 型	150万円 1,500円 1,000円 本人型	個人賠償責任 型	国内1億円 国外1億円 家族型

（*）手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

基本補償

UNIT 1 傷害の補償

日本国内外を問わず、日常生活・スポーツ・レジャーや仕事中等で起こる急激かつ偶然な外来の事故による様々な「ケガ」に対応！入院通院1日目から補償！
ご病気は対象になりません。

スキーで
転んで
ケガをした



旅行中に
ケガをした



日常生活での
思わぬケガも
補償



ご注意 このような場合は補償されません

- 病気
- 故意・自殺・ケンカ・犯罪行為による死亡・ケガ
- 特に危険な運動（山岳登山・ハングライダーなど）による死亡・ケガ
- むちうち症や腰痛などで医学的他覚所見がないもの 等

UNIT 2 個人賠償責任

国内外を
問わず補償

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

誤って他人にケガをさせてしまった



他人から借りたバッグを盗まれてしまった！



高価な商品を誤って落としてしまった



ポイント

示談代行サービス付帯

日本国内での事故に限ります（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます）。

ご注意 このような場合は補償されません

- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害賠償責任
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- 船舶、車両、銃器等の所有、使用などに起因する損害賠償責任
- 暴行、殴打に起因する損害賠償責任
- 保険の対象となる方が居住用にしていない建物に起因する損害賠償責任 等

※賠償責任に関する補償において、4ページ右下に記載の、ご本人*1が未成年または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

自転車利用者必見!

ご存じですか?

自転車事故による損害額は極めて大きくなる場合があります!

(ご参考) 自転車事故の高額賠償判決例

出典: 損害保険協会HP (www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/pdf/jitensya/jitensya.pdf) 一般財団法人日本損害保険協会「自転車の事故～安全な乗り方と事故の備え～」

判 決	東京地裁 2007年4月11日判決	神戸地裁 2013年7月4日判決
判決認容額	5,438万円	9,521万円
概 要	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡。	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

ご自身がケガをされた場合に備えて

急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合は、傷害補償で補償されます。

賠償事故を起こした場合に備えて

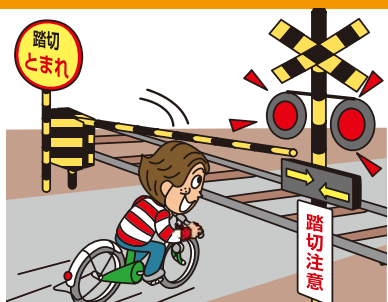
相手に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合は、個人賠償責任で補償されます。

ご注意

保険の対象となる方またはその家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるととき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

自転車運転時の危険行為

遮断踏切立入り

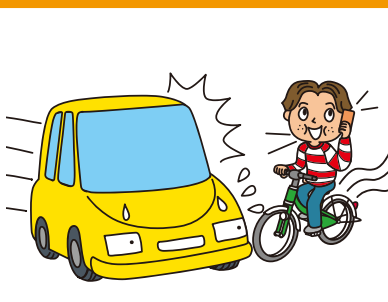


信号無視

歩道通行時の通行方法違反

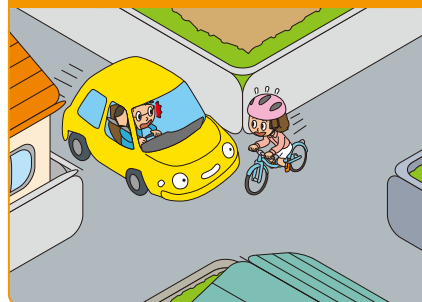


安全運転義務違反



酒酔い運転

交差点安全進行義務違反等



その他の危険行為

- 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反

- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等

出典: 静岡市 自転車の交通安全「改正道路交通法」 http://www.city.shizuoka.jp/912_000010.html

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

出典: 静岡県警察 自転車の安全な乗り方とルール～自転車安全利用五則～
<http://www.pref.shizuoka.jp/police/anzen/jiko/anzenriyo.html>

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

ご加入方法のご案内 新規用

記入例

◆新規にご加入の場合は、下記①～⑩のご案内に沿ってご記入ください。

◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数をパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

①「ご記入日」

必ず記入してください。

②加入のお申込みをされるお客様 【ご加入者】

「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、
「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の
必要事項をご記入ください。

※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。

③フルネームの自署を お願いします。

④「新規に加入」に○を してください。

⑤保険の対象となる方【被保険者】

「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」

《ご加入者と同じ場合》

「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご
記入は不要です。

《ご加入者と異なる場合》

各項目をご記入ください。

⑥保険の対象となる方【被保険者】

「本人のご住所」

《ご加入者と同じ場合》

「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本
人のご住所」のご記入は不要です。

《ご加入者と異なる場合》

「本人のご住所」をご記入ください。

⑦加入者からみた続柄

「続柄コード」表より該当するコードを
ご記入ください。

「★他の保険契約等」

該当がある場合は、「あり」に○をし、加
入依頼書裏面に内容をご記入ください。

⑧《傷害補償にご加入の場合のみ》

「☆職業・職務」

「職業・職務コード」表より該当するコー
ドをご記入ください。

「職種級別」

パンフレット等でご確認ください。

⑨ご加入いただく「タイプ」「口数」 をご記入ください。

⑩「被保険者・1回分保険料」

被保険者ごとの1回分の保険料をご記
入ください。

「加入者・1回分合計保険料」

加入者ごとの1回分の保険料をご記入
ください。

※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保
険料をご記入ください。

⑦ 続柄コード	
01	本人
02	配偶者
03	父 母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族
10	雇用主(法人)
11	雇用主(個人事業主)
12	従業員
99	その他

⑧ 《傷害補償》職業・職務 コード	
010	事務職
020	営業職
030	自動車運転者
040	運輸従業者
050	金属製造加工作業者
060	建設作業者
070	家事従事者
080	学生
090	無職者
990	その他
「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に具体的に記入してください。	

団体傷害総合保険 Q&A

Q1 保険期間の途中で
加入・変更する場合、加入・変更日は
いつになりますか？

A1 毎月24日が締切日となります。
静鉄保険サービスに加入・変更依頼書が到着
した直近の25日付で加入・変更が可能です。

Q3 保険金請求をするときは
どうしたらよいですか？

A3 静鉄保険サービスにご連絡を
お願いいたします。
契約内容を確認させていただき、保険金請求
の受付と必要書類等のご案内をさせていただきます。

Q5 骨折しギプスで固定しています。
通院保険金の支払いは
どうなりますか？

A5 通院された場合、傷害の補償の
通院保険金を通院された日数に
応じてお支払いします。
またギプス等で固定した箇所が長管骨(大腿骨
や脛骨など手足を構成する細長い形状の比較
的大きな骨)や脊柱・肋骨・胸骨・顎骨または顎
関節等であった場合には、常時装着した日数を
通院した日数に含んで通院保険金をお支払で
きる場合があります。
注) 手や足の指の固定の場合は、ギプスを常時装着してい
ても通院した日数に含むことができず、実際に通院され
た日数に応じた保険金のお支払となります。

Q2 自分の契約内容を知りたい。

A2 手続き完了後に
加入者票をお届けします。
大切に保管していただき、ご不明な点があらま
したら静鉄保険サービスにご連絡ください。

Q4 傷害の補償について
鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの
医療類似行為は傷害の補償の対象と
なりますか？

A4 医師(被保険者以外の方)の指示に基
づいて行われた施術のみお支払の対
象となります。
通院日数の認定は、傷害の部位や程度に応じ
て医師の治療に準じて認定しお支払します。

Q6 自動車に乗っていて
追突されけがをしました。
傷害の補償でも対象となりますか？

A6 対象となります。
契約内容を確認させていただき、保険金請求
の受付と必要書類等のご案内をさせていただきます。

Q7 保険用語について知りたい。

A7 【保険契約者】
保険契約の申込みをする人のことです。団体
傷害総合保険の場合は静岡鉄道㈱が保険契約
者となります。

【被保険者】
保険契約により保険の対象となる方のことです。

【保険金】
保険事故が発生した場合に保険契約に基づい
て保険会社がお支払いすべきお金のことです。

【保険料】
保険契約に基づいて保険会社に支払うお金の
ことです。



サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

ロメディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日受付

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

ロ介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：・電話介護相談 : 9:00～17:00

(いずれも) ・各種サービス優待紹介 : 9:00～17:00

土日祝日、
年末年始を除く

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護
サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する
ご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門
医療機関のご案内を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方
や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供
します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の
方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

ロデイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：・法律相談 : 10:00～18:00

(いずれも) ・税務相談 : 14:00～16:00

土日祝日、
年末年始を除く

・社会保険に関する相談 : 10:00～18:00

・暮らしの情報提供 : 10:00～16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関する
ご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士が
わかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といひます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

保險期間:1年

【傷害補償】

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

10

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
借家人賠償責任補償特約	国内における借戸室での火災・破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害*1 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 等 *1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1(貴金属、宝石、美術品等は時価額*2)を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*2(乗車券、通貨等は合計5万円)を限度とし、貴金属、宝石、美術品等は時価額*3を限度(1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■ 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ■ 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。	・ 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ	等
	※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※ 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。		

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用財産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済費用等補償特約
●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません*2。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*4×約定給付率とします。

*2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

*3 直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

*4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等に記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は次頁の表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として次頁の表の補償を追加する場合も同時に、変更時点での次頁の表の事項が告知事項となります。

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任・借家人賠償責任・携行品 住宅内生活用動産・救援者費用等
生年月日	★＊1	★	★	★	★	★	★＊2
性別	――	――	★	★	★	★＊3	――
職業・職務＊4	☆＊5	☆	――	――	――	――	――
健康状態告知＊6	――	★	★	★	★	★	――

※すべての補償について「他の保険契約等＊7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

＊6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者＊8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。

 a.婚姻意思＊9を有すること

 b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

＊9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊11。

●責任開始日＊10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

＊10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなお契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ- 1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いせん。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

< 共同保険引受保険会社について >

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	60%		
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	40%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

事故は119番・110番
受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ☐ 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ☐ 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？
 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご加入者様へのお願い

安心してご加入いただくため、下記の10項目を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。



- 1 更新加入依頼書記載の氏名(フリガナ)についてご確認ください、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。
- 2 更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2020年2月25日以降の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- 3 事故のご連絡・ご相談は下記連絡先にて承ります。
静鉄保険サービス(株) (TEL 054-653-5007)
- 4 加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。
- 5 なお、パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
加入者票が到着するまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管くださいますようお願いいたします。
- 6 加入者票のお届けは3月初旬頃となります。加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 7 加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性がございます。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。
- 8 ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。
- 9 保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がございますが、保険期間終了時までには補償を継続することが可能なケースがございますので、詳細はパンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 10 加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

※この保険は静岡鉄道株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として静岡鉄道株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先・事故時のご連絡先

代理店



静鉄保険サービス株式会社

〒420-0837

静岡市葵区日出町8番3号 静鉄日出町ビル2階

TEL.054-653-5007 (受付時間/平日9:00~17:45)

幹事引受
保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

静岡自動車営業部 営業第一課

〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー12階

TEL.054-254-0282 (受付時間/平日9:00~17:00)

(19-T03248) 2019年10月作成